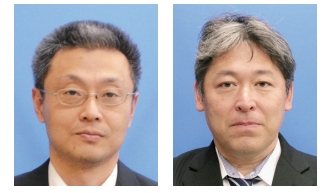


災害復旧における 国土交通省直轄工事の 入札契約方式の策定について

(研究期間：平成28年度～平成29年度)

社会資本マネジメント研究センター
社会資本マネジメント研究室

主任研究官 中洲 啓太 研究官 島田 浩樹 室長 中尾 吉宏
交流研究員 大沼 孝之 交流研究員 尾浦 猛人



(キーワード) 入札契約、災害復旧、ガイドライン

1. はじめに

国土交通省が発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点から、会計法令上の原則である一般競争方式を原則的に適用している。しかしながら、近年頻発する災害時では、その復旧工事において、随意契約や指名競争等、平常時とは異なる入札契約方式を適用し、早期の復旧に努めている。

国総研社会資本マネジメント研究室では、地方整備局等の発注者が、災害復旧工事における入札契約方式の迅速な適用判断の一助となるよう、近年の大規模災害時の入札契約方式の適用状況等を調査し、入札契約方式適用の基本的考え方を整理した。

2. 研究内容

調査対象とした災害事例は、過去5年間（H23年～H28年）で激甚災害に指定された災害のうち、直轄管理施設の被害が特に大きかった表-1に示す5事例とした。これらの災害における復旧工事の発注関係図書を収集し、各工事の発注時期、公示内容、適用された入札契約方式、契約相手の選定方法、手続き期間、入札手続等に注目して整理・分析を行った。

調査の結果、発災から約4ヶ月は、緊急性が高い応急復旧工事に随意契約を多く適用していた。発災後1ヶ月から12ヶ月は、本復旧工事のうち、出水期前の完成が求められる等、時間的制約の大きく一般競争に付す時間的余裕がない工事に指名競争を多く適用していた。また、発災後3ヶ月以降は、本復旧工事のうち、一定の入札契約期間を確保できる工事に一般競争入札を適用していた。こうした分析結果を踏ま

え、表-2に示す災害時における入札契約方式の基本的な考え方を整理した。

表-1 対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

表-2 入札契約方式選定の基本的な考え方

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧 (発災～4か月)	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ① 被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ② 発災時における協定締結状況 ③ 施工の確実性（本店等の所在地、企業の経営状況、遠隔での施工状況、支給等）
本復旧 (1～12か月)		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を照らし、特定の者に偏しないように指名を実施 ① 本社（本店）、支店、営業所の所在地 ② 同様、類似工事の施工実績 ③ 手持ち工事の状況
本復旧 (3か月～)		通常の方式	通常の方式（原則、一般競争・総合評価落札方式）

3. おわりに

本研究の成果は、平成29年7月に策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に反映された。災害復旧における地方整備局、地方自治体等の発注者による入札契約方式の迅速な適用判断において、本ガイドラインが一助となり、近年頻発する激甚災害からの、より円滑な復旧に寄与することが期待される。

詳細情報はこちら

- 1) 国総研 社会資本マネジメント研究センター
社会資本マネジメント研究室HP
<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/gijutsujouhou.htm>